

【別紙】収入に関する証明書・家計急変を証明する書類について

I. 全員必ず提出必要

父母両方の 2020 年度(令和 2 年度)課税(非課税)証明書(2019 年分の内容)

- ・役所で発行してください(名称は自治体により異なります)。
- ・所得控除の内訳が記載されているものを提出してください。
- ・収入がない場合、必ず「0 円」と記載されたものがが必要です(「*」は不可)。

II. 家計急変状況に応じ、I に加えて以下記載のものを提出

<主たる生計維持者の失職>

◇2019 年 12 月以前に発生

- ①父母両方の 2019 年度(令和元年度)所得証明書(2018 年分の内容) ※急変前の収入
- ②失職者の申し込み時点の収入証明 ※急変後の収入
 - 例 ・無職(収入なし)→収入に関する事情書
 - ・無職(雇用保険等受給中)→受給額がわかる書類(雇用保険の場合は雇用保険受給資格者証)
 - ・再就職→勤務先の直近 3 か月以上の給与明細コピー
 - ※余白に賞与あり・なしを必ず記入し、署名・捺印をしてください
 - ※給与明細が PC 画面の場合、必ず全内容を提出してください
- ③家計急変を証明する書類
 - 離職票・雇用保険受給資格者証
 - ※雇用保険の受給資格がない場合は、離職年月日と離職理由が明記されている解雇通知や退職証明書でも可

◇2020 年 1 月以降に発生

「2019 年 12 月以前に発生」に記載しているもののうち、①父母両方の 2019 年度(令和元年度)所得証明書(2018 年分の内容)のみ不要です。

<主たる生計維持者の休職>

◇2019 年 12 月以前に発生

- ①父母両方の 2019 年度(令和元年度)所得証明書(2018 年分の内容) ※急変前の収入
- ②休職者の申し込み時点の収入証明 ※急変後の収入
 - 例 ・収入なし→収入に関する事情書
 - ・収入あり(休職中の給与)→休職中の給与明細全て提出
 - ※その他、手当(傷病手当等)を受給している場合は、その受給額がわかる書類を提出してください
- ③家計急変を証明する書類
 - 勤務先発行の休職証明書等

◇2020 年 1 月以降に発生

「2019 年 12 月以前に発生」に記載しているもののうち、①父母両方の 2019 年度(令和元年度)所得証明書(2018 年分の内容)のみ不要です。

＜主たる生計維持者が死亡＞

①家計急変を証明する書類

死亡届、死亡診断書、戸籍抄本等のいずれか

②その他

遺族年金を受給している場合は、その受給額がわかる書類を提出してください

＜主たる生計維持者が廃業・破産＞

◇2019年12月以前に発生

①父母両方の2019年度(令和元年度)所得証明書(2018年分の内容) ※急変前の収入

②廃業(破産)者の申し込み時点の収入証明 ※急変後の収入

例 ・無職(収入なし)→収入に関する事情書

・再就職→勤務先の直近3か月以上の給与明細コピー

※余白に賞与あり・なしを必ず記入し、署名・捺印をしてください

※給与明細がPC画面の場合、必ず全内容を提出してください

③家計急変を証明する書類

破産宣告書、廃業証明、破産手続開始決定の通知書のいずれか

◇2020年1月以降に発生

「2019年12月以前に発生」に記載しているもののうち、①父母両方の2019年度(令和元年度)所得証明書(2018年分の内容)のみ不要です。

＜主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により減収＞

◇生計維持者が給与所得者の場合

①家計急変前の連続した2か月分の給与明細書コピー

②家計急変後の連続した2か月分の給与明細書コピー

※通帳のコピーは受付できません

※給与明細がPC画面の場合、必ず全内容を印刷してください

◇生計維持者が給与所得者以外の場合(自営業者等)

①家計急変前の連続した2か月分の帳簿等コピー

②家計急変後の連続した2か月分の帳簿等コピー

※売上・経費がわかるものを提出してください(売上のみしか記載のないものは受付できません)

※内容に相違ない証明として、帳簿の余白に事業主が署名・捺印をしてください

※新型コロナウイルス感染症を事由とされる方で、公的支援を受給されている場合は、その受給証明書も提出してください。

例)・新型コロナウイルス感染症特別貸付小規模事業者経営改善資金(日本政策金融公庫)

・危機対応融資(商工組合中央金庫、日本政策投資銀行)

・緊急小口資金(社会福祉協議会)

・厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予(厚生労働省、日本年金機構)

・国税・地方税の納付猶予(国税庁・地方公共団体)

など

＜その他＞

・上記の内容は、家計急変事由として多いケースをピックアップして記載しています。その他の急変事由(例:生計維持者の離別、病気による支出の増大、罹災による支出の増大等)の場合の必要書類は、個別にご相談ください。

・状況により追加で書類を提出していただく場合があります。予め承知おきください。

以上